

令和5年度 大分県認定林業事業者担当者会議

伐採届出制度等について

大分県農林水産部 林務管理課 森林・林業企画班

伐採の際に必要な許可・届出について

地域森林計画対象森林において伐採を計画

保安林や保安林施設区である場合

都道府県へ事前に許可申請・届出が必要

森林経営計画がたてられている森林を伐採する場合

市町村等へ事後の届出が必要

(森林経営計画に係る伐採等の届出書)

上記以外の森林

今回の説明

市町村へ伐採30日～90日前に、伐採及び伐採後の造林の届出を提出

伐採及び伐採後の造林完了後、それぞれ30日以内に森林の状況報告書を提出

伐採届出制度の変更点について

R4.4.1～

R5.4.1～

以下の3つの書類を伐採開始
30日～90日前に提出

届出時

①伐採及び伐採後の造林の届出書

伐採者、造林者連盟での記載
※森林所有者に伐採の権限がない場合は、森林所有者と伐採業者の連名で届出
・森林の所在場所

②伐採計画書

○伐採者の氏名・住所
○伐採の計画
・作業委託先
・集材方法
・チェックリスト、搬出計画図

③造林計画書

○造林者の氏名・住所
○伐採後の造林の計画
・作業委託先
・鳥獣害防止
○転用の際の用途

それぞれ作業終了後30日以内に提出

完了時

②'伐採に係る森林の状況報告書

○伐採者の氏名・住所
○森林の所在場所
○伐採実施状況
・作業委託先
・集材方法

③'伐採の造林に係る森林の状況報告書

○造林者の氏名・住所
○森林の所在場所
○伐採後の造林の実施状況
・作業委託先
・鳥獣害防止

変更点1 届出時の添付書類の義務化

- ・森林の位置図、区域図
- ・届出者の確認書類
- ・他法令の許認可関係書類
- ・土地の登記事項証明書等
- ・伐採の権原関係書類
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・市町村が必要と認める書類

変更点2 林地開発許可面積の変更

1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)以下の林地の転用については、市町村へ伐採届の提出が必要

変更点1 届出時の添付書類の義務化に関する具体的な内容

添付書類

具体的な内容

森林の位置図・区域図

届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面
(搬出計画図で伐採区域の外縁が判断できる場合は代替可)

届出者の確認書類

個人:氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し
法人:法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

他法令の許認可関係書類
(該当する場合のみ添付)

届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類
(許認可後の場合は許可書の写しなど)

土地の登記事項証明書等

土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、
届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類

伐採の権原関係書類
(届出者が土地所有者でない場合)

立木の売買契約書など、届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
※口頭契約などにより契約書が存在しない場合は、その旨を記載した書類と、
伐採造林の権原に関する状況を記載した書面全て添付

隣接森林との境界関係書類

伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
※隣接所有者と連絡が取れない等の場合は、その状況と伐採区域の判断根拠を添付

市町村長が必要と認める書類

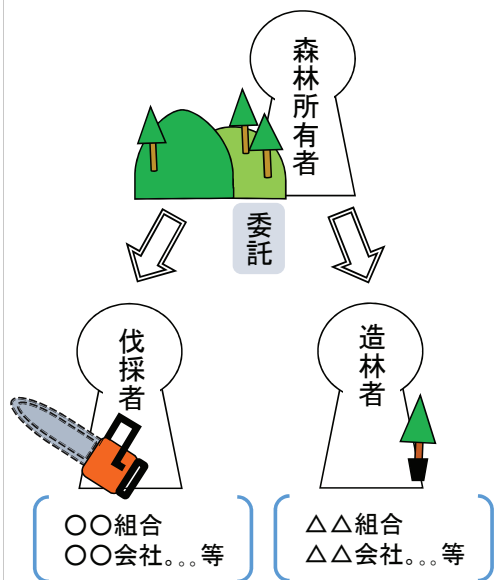
伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など、
市町村が実情に応じて条例などに定める書類(各市町村にお問合せください)

境界関係書類について、以下3点のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採など、明らかに境界に隣接しない場合
- ② 地形や境界杭などにより、境界が明らかな場合
- ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

伐採届の届出者について(事例1)

例 1 森林所有者が伐採・造林を委託する場合



届出者・報告者

①伐採及び伐採後の造林の届出書

届出者
→ 森林所有者

②伐採計画

伐採する者の住所・氏名
→ 森林所有者
作業委託先
→ 伐採者
(OO組合、OO会社等)

③造林計画

造林する者の住所・氏名
→ 森林所有者
作業委託先
→ 造林者
(△△組合、△△会社等)

②'伐採に係る
森林の状況報告書

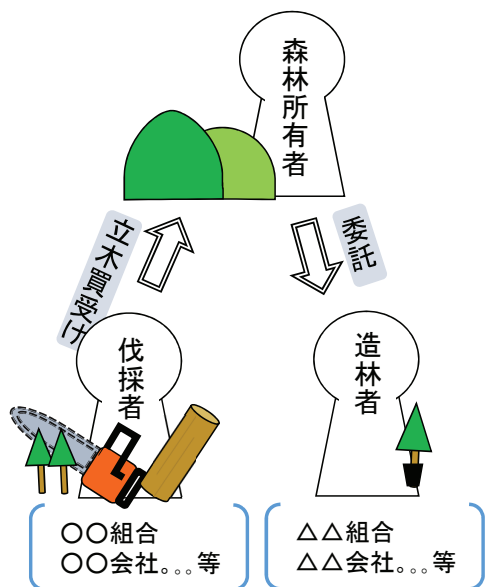
報告者
→ 伐採の権原を持つ者
(ここでは森林所有者)

③'伐採後の造林に係る
森林の状況報告書

報告者
→ 造林の権原を持つ者
(ここでは森林所有者)

伐採届の届出者について(事例2)

例 2 伐採者が森林所有者から立木を買受ける場合



届出者・報告者

①伐採及び伐採後の造林の届出書

届出者
→ 森林所有者 } 連名
伐採者

②伐採計画

伐採する者の住所・氏名
→ 伐採者
(OO組合、OO会社等)
作業委託先
→ なし

③造林計画

造林する者の住所・氏名
→ 森林所有者
作業委託先
→ 造林者
(△△組合、△△会社等)

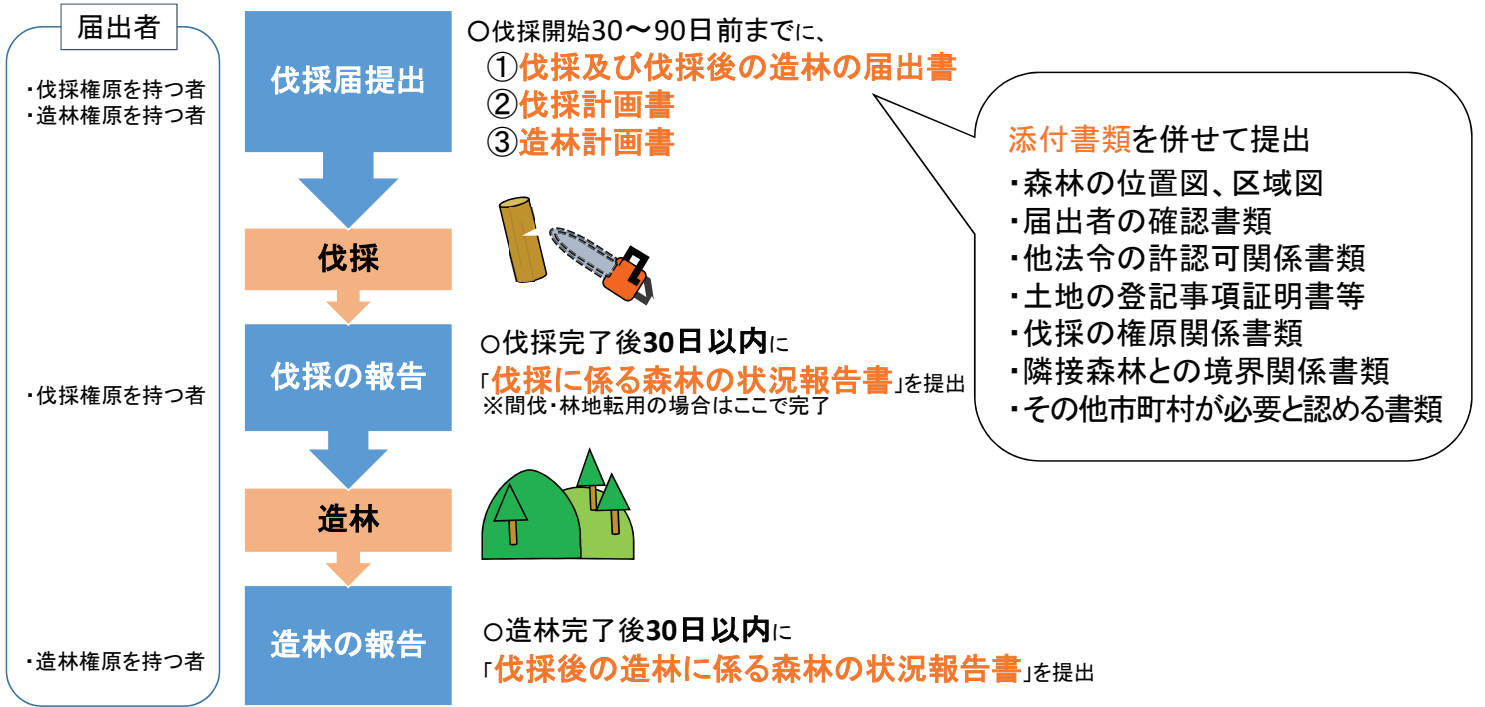
②'伐採に係る
森林の状況報告書

報告者
→ 伐採の権原を持つ者
(ここでは伐採者)

③'伐採後の造林に係る
森林の状況報告書

報告者
→ 造林の権原を持つ者
(ここでは森林所有者)

伐採届出の流れ



九州各県が連携した無断伐採への対応(情報共有体制の構築:R4～)

主な取組

【対象】

①市町村が違反者に指導を行った事例、②起訴された事例、③報道のあった事例

【内容】

・市町村が所定の様式で情報を県へ報告。県は県内市町村及び九州各県に情報を共有
・その後、再発防止を図るため、当該事業者から伐採届出が提出された際は、

①境界の確認が確実にされているか

②森林所有者からの同意が取れているか などを証する書類の提出を**必須**とする

広報活動も県・市町村が協調して実施

- ・伐採業者や地域住民を対象にチラシの配布、広報誌やホームページへの掲載などによる広報活動の実施
- ・関係機関(県、市町村、警察など)の連携によるパトロール活動の実施
- ・合法伐採の視認確認が可能な伐採等届出済標識又は伐採旗掲揚(『伐採届旗の設置取扱要領』)の呼びかけ



上記の活動などを行うことで無断伐採等事案発生を抑止力とし、事案の未然防止に努める。

違反を行った際

当該届出書を提出した者に対し、【主な取組】①、②書類の提出を必須とし、再発防止を図る。

最後に情報共有のあった日から**3年を経た伐採業者等の情報は削除を行う。**